

平成30年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	1	府省庁名	防衛省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（軽油引取税）		
要望項目名	自衛隊の船舶及び通信機械等の動力源の用途の軽油に係る課税免除の特例措置の恒久化		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等（通信機器、ナンバー取得のない自動車、レーダー、射撃統制装置及び音波機械等並びに通信の用に供する機械及びレーダーの整備用機械等）の電源又は動力源に供する軽油の引取り。</p> <p>・特例措置の内容 自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等の電源又は動力源に供する軽油の引取りに対しては、都道府県知事の承認があった場合に限り、軽油引取税を課さないものとされているが、当該特例に関して、地方税法本則による恒久的な措置とすることを要望する。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第1号及び第2号 地方税法施行令附則第10条の2の2第1項及び第2項 地方税法施行規則附則第4条の7第1項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] — (▲16,680) [平年度] — (▲16,680) [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的 防衛省・自衛隊は船舶や通信機器、レーダー等の機械等を使用して、警戒監視、海賊対処、災害派遣等の各種任務を行うとともに、訓練・演習を戦略的に実施し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 自衛隊の多様な任務を達成するため、また、訓練・演習を実施するためには、各種装備品の運用に必要な燃料の確保が必要不可欠である。 自衛隊の船舶及び通信機械等に使用する軽油の非課税措置は、平成29年度末で期限を迎えるものの、我が国を取り巻く安全保障環境が一層厳しさを増す中、平素の活動に加え、グレーゾーンの事態を含め、自衛隊の対応が求められる事態が増加かつ長期化しつつあり、引き続き、船舶及び通信機械等に使用する軽油を十分に確保する必要がある。 しかしながら、装備品の整備、訓練の増加、各種事態等への対応を含め、近年の原油価格の乱高下、格段に厳しさを増す財政事情を踏まえると、相当額の防衛費の増額は極めて困難なことから、自衛隊の活動経費（装備品等の整備を含む。）を削減する可能性が高く、この場合、自衛隊の各種活動等に極めて重大な影響が及ぶことになる。また、既存の燃料費において捻出することとした場合、従来から進めてきた効率化により既に工夫の余地はなく、調達可能な軽油の数量が4割削減となるため、警戒監視活動等への対応能力が低下し、実施体制が不十分となる等、自衛隊の任務遂行に重大な支障を与えかねない。 加えて、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものであり、課税となった場合、自衛隊が使用する船舶等が所在する特定の自治体への納税となり、国民全体で等しく負担すべき国防の費用負担に偏りが生じてしまうこととなる。 以上のことから、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くためには、自衛隊の船舶及び通信機械等に使用する軽油について引き続き課税免除とするとともに、将来にわたる活動であることを踏まえて、本則に規定し、恒久的課税免除措置が必要である。</p>		
本要望に対応する縮減案	—		

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>防衛省における政策評価に関する基本計画について（防官企第 4718 号。26.3.31）に規定する防衛省の政策評価における政策体系において、次のとおり位置付けられている。</p> <p>基本目標： 国際協調主義に基づく積極的平和主義の観点から、①我が国自身の外交力、防衛力等を強化し、自らが果たし得る役割の拡大を図るとともに、②日米同盟を基軸として、各国の協力関係を拡大・深化させ、③我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定を追求しつつ、世界の平和と安定及び繁栄の確保に、これまで以上に積極的に寄与していく。</p> <p>政策分野： 防衛力の能力発揮のための基盤の確立 施策： 装備品の効率的な取得</p>
	政策の達成目標	我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜く。
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久的措置
	同上の期間中の達成目標	我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜く。
政策目標の達成状況	<p>自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くことが継続的に実施されている。</p> <p>（※防衛省・自衛隊の任務は防衛という国民全体の利益のために、海賊対処をはじめとする安全保障協力のほか、災害派遣活動等の半永久的に起こりえる可能性がある各種事態等に対応することが求められているため、計数的な指標をもって具体的に目標を示すことは困難である。）</p>	
有効性	要望の措置の適用見込み	<p>○ 船舶 326隻 : 496, 467 kL (平成29年度予算)</p> <p>○ 機械等に使用する軽油: 23, 151 kL (平成29年度予算)</p>
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	<p>本課税免除措置により、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等の電源又は動力源に使用する軽油の単価が軽減され、任務遂行に必要な軽油を十分に確保することができる。</p> <p>これにより、国民の生命・財産と領土・領海・領空を確実に守り抜くことが可能となることから、本課税免除措置には有効性が認められる。</p>
ページ		1—2

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の税制上の支援措置により、課税免除措置の代替となる措置はない。
	予算上の措置等の要求内容及び金額	平成29年度において課税免除となっている、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械等の電源又は動力源に使用する軽油の予算額は、約237億円である。仮に課税免除措置が延長されない場合、新たに約167億円の予算を要することになる。
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	<p>格段に厳しさを増す財政事情の中、新たに課税分の予算要求をしたとしても、相当額の防衛費増額は困難であるため、他に必要な予算を削減することとなるが、この場合、自衛隊の任務である海賊対処をはじめとする安全保障協力のほか、災害派遣等の活動に支障が生じるおそれがある。また、自衛隊の活動による我が国の防衛の効果は、一部の都道府県に留まらず、日本国民が等しく享受するものであり、課税となった場合、自衛隊が使用する船舶等が所在する特定の自治体への納税となり、国民全体で等しく負担すべき国防の費用負担に偏りが生じてしまうこととなる。</p> <p>加えて、極めて公共性の高い自衛隊の任務は国として必要不可欠なものであり、自衛隊以外、当該任務を遂行することはできないことから、軽油引取税の課税免除措置は妥当である。</p> <p>したがって、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械の電源又は動力源に使用する軽油について、課税免除を恒久的措置とすることは、予算措置等の他の手段と比較して適切であり、相当性が認められる。</p>
	ページ	1—3

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>自衛隊の船舶及び通信機械等の軽油引取量と課税免除額は次のとおり。</p> <table border="1"> <tr> <td>平成21年度</td> <td>455,757kL</td> <td>14,630百万円</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>346,837kL</td> <td>11,133百万円</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>492,049kL</td> <td>15,795百万円</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>414,300kL</td> <td>13,299百万円</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>434,386kL</td> <td>13,944百万円</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>449,425kL</td> <td>14,427百万円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>489,425kL</td> <td>15,727百万円</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>409,430kL</td> <td>13,143百万円</td> </tr> </table>	平成21年度	455,757kL	14,630百万円	平成22年度	346,837kL	11,133百万円	平成23年度	492,049kL	15,795百万円	平成24年度	414,300kL	13,299百万円	平成25年度	434,386kL	13,944百万円	平成26年度	449,425kL	14,427百万円	平成27年度	489,425kL	15,727百万円	平成28年度	409,430kL	13,143百万円
平成21年度	455,757kL	14,630百万円																							
平成22年度	346,837kL	11,133百万円																							
平成23年度	492,049kL	15,795百万円																							
平成24年度	414,300kL	13,299百万円																							
平成25年度	434,386kL	13,944百万円																							
平成26年度	449,425kL	14,427百万円																							
平成27年度	489,425kL	15,727百万円																							
平成28年度	409,430kL	13,143百万円																							
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<table border="1"> <tr> <td>適用総額</td> <td>税額 (千円)</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>89,390,764</td> </tr> <tr> <td>26年度</td> <td>88,179,503</td> </tr> <tr> <td>27年度</td> <td>89,026,301</td> </tr> </table>	適用総額	税額 (千円)	25年度	89,390,764	26年度	88,179,503	27年度	89,026,301																
適用総額	税額 (千円)																								
25年度	89,390,764																								
26年度	88,179,503																								
27年度	89,026,301																								
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>格段に厳しさを増す財政事情の中、原油価格が不安定な状況にあっても、軽油引取税が免除されていることにより、自衛隊が使用する船舶の動力源及び通信の用に供する機械の電源又は動力源に使用する軽油が安定的に確保され、警戒監視、災害派遣、海賊対処活動、教育訓練等の自衛隊の任務を遂行することができた。 本課税免除措置の他代替手段は無く極めて有効である。</p>																								
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>我が国の防衛意思と高い能力を示し、事態の深刻化を防止するため、各種活動を下支えする防衛力の「質」及び「量」を必要かつ十分に確保することで、自衛隊の任務を確実に遂行し、国民の生命・財産、領土・領海・領空を確実に守り抜く。</p>																								
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																								
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>平成21年度の地方税法の改正に伴い、軽油引取税が目的税から普通税に改められ、道路特定財源制度が廃止された。これに伴い、軽油引取税の課税免除措置については、一部の用途を除き地方税本則による措置から地方税法附則による3年間の時限措置に変更した上で、存続されることになった。 平成24年度及び平成27年度税制改正要望で当該措置の恒久化を要望し、それぞれ3年の延長が認められ、平成30年3月31日までの時限措置となっている。</p>																								
<p>ページ</p>	<p>1—4</p>																								